

ふくしまのお母さんの安心のために

～ふくしま子ども支援センターの取組～

福島県では、子どもやその親たちが安心して生活ができ、子育てがしたいと思えるような環境を整備するため、様々な取組を実施しています。今号では、福島県の委託を受けてNPO法人ビーンズふくしまが運営する「**ふくしま子ども支援センター**」の取組をご紹介します。県外に避難している親子、避難先から戻ってきた親子、福島で子育てをしている親子それぞれに合わせた支援をしています。それぞれの選択とおもいを大切にしながら、どの立場のお母さんも福島で緩やかにつながる環境づくりを目指して活動しています。

① 避難先から帰還したママへの支援

避難先から戻ってきたお母さんの居場所 **ママカフェ**

避難先から戻ってきたママたちの居場所「ママカフェ」を県内6カ所で開催しています。久しぶりのふくしまでの生活やお子さんのこと、ママ自身のことも含めて、安心しておしゃべりできる場です。

ふくしまに戻った時に、様々な不安や悩みを安心して話せる場所があったらいいなをカタチにしました！

福島県内6カ所で開催中！！

福島 郡山 白河 いわき 南相馬 二本松

新たに二本松市でもスタート！

ママカフェではこんな話題が出ています

- 子どもの遊びについて
子どもの運動能力の低下が心配されているけど子どもの遊びはどうしてる？
- 食べ物や水について
食材はどうやって選んでる？ 離乳食やミルクの水はどうしてる？
- ママ友や学校などの付き合い方
心配しすぎ……って思われたくないよね。放射能の不安を話したら変な目で見られないかな。

ママたちの声

私って心配しすぎなのかな？

福島に戻ってきたけど、周りはみんな何もなかったように生活してるよね。

同じ不安があるママ同士、お話しするだけでスッキリしました。

放射能って見えないから不安なんだよね。だったら実際に測ってみよう！

放射能のことだけでなく、育児のことも相談できるからいいよね。



お話を伺いました！



子育て支援コーディネーター
松村 美保子さん

平成25年6月に「ママカフェ」が福島市と郡山市でスタートしてから、今年6月で3年になります。その後、白河市、いわき市、南相馬市と広がっていきました。今年度は二本松市でも2回開催することができました。

ママカフェではママ同士のおしゃべりや情報交換のほか、ママたちの不安が少しでも軽減されるような取組もしています。福島県立医科大学の先生からは、甲状腺検査について分かりやすく同じふくしまで子育てするママ目線でお話しいただきました。見えない放射能を「見える化」するため、福島市と伊達市のご協力を得て個人線量計を使って日常生活の中で受ける積算線量やホットスポットを「見える化」しました。ふくしまで子育てするママたちの応援団であり続けるために「ママカフェ」は、これからもママたちの声に耳を傾けていきたいと思っています。

問 福島子ども支援センター（福島市太田町17-8 アーバン横山1F） ☎024-573-0150

ママカフェ 支援センター

検索

② 県外へ避難しているママへの支援

避難先の連携団体と一緒に、交流や子育てサロン、ママカフェなどを開催しています（日時等はWEBサイト「ふくしま結ネット」にてご確認ください）。また、定期的にコーディネーターが山形、新潟、埼玉などの避難先を訪問し、福島県の現状や県内のママカフェの様子をお伝えしています。



ふくしまと避難先をつなぐ **ふくしま結ネット**

「ふくしま結ネット」では、避難先と福島をつなぐ情報を発信しています。スマートフォンや携帯電話からもご利用いただけます。

ふくしま結ネット

検索



携帯電話からはこちら

③ 福島で子育てしているママへの支援

- 臨床心理士や子育て支援に関わる講師を派遣して、乳幼児健診等での相談体制の強化や子育て支援プログラムの充実をはかっています。
- 「こころと体を育てる楽しい遊び」や「心と身体の健康サポートブック」など、子育てに役立つ冊子を作成・配布しています。
- 福島の子育て家庭を支援する支援者の養成やスキルアップ研修を開催して、子育て支援の基盤の強化に努めています。

ふたば未来

問 福島県立ふたば未来学園高等学校 ☎02402036825



ドラマの力 ～愛を伝えよう～

双来祭

◆◆◆ 未来創造ゼミ 学習発表会 ◆◆◆

来場者の感想から

- 生徒一人一人が自分の役割を持っていて印象を受けました。
- 地域の人を巻き込んだ学校祭ですばらしいと思いました。
- 町内に子どもたちの明るい声が聞こえて、法気が少しだけ戻ってきたように思えます。

4月に開校したふたば未来学園高等学校で、平成27年11月3日に、双来祭（未来創造ゼミ）学習発表会が開催されました。未来創造ゼミ（ふたば）の教育復興応援団による授業において、生徒たちは地域の課題を乗り越えようと挑戦し、「ドラマの力」「祭りの力」「アートの力」「スポーツの力」の4つのワーキンググループに分かれて作品を制作しました。当日はそれぞれの作品が披露され、先進的な学びの成果として地域に発信されました。



アートの力 「花」未来のわたしたち

ふたば未来学園高等学校の「双来祭」が開催されました

問 福島県庁文化振興課 ☎024-521-17154
FAX 024-521-5677 bunka@pref.fukushima.jp

福島県パフォーミングアーツ

検索

申込方法 ホームページ (<http://www.fukushima-performingarts.jp/>) の入力フォームに入力送信するか、または希望する時間の枚数と来場者全員の氏名・住所・電話番号・FAX番号を記載してFAX(024-521-8390)で送信

会場 福島県文化センター

入場料 無料(必ず事前の申込必要)

日時 平成28年3月26日(土)

タイトル タイムライン

（1回目）午後1時から2時30分(90分)

（2回目）午後5時から6時30分(90分)

お問い合わせ先 福島県文化センター

詳しい応募方法は、左記WEBサイトを

ご覧ください。

お問い合わせ先 福島県文化センター



みんなの家@ふくしま

～みんなが集い、認め合い、安心して過ごせる場所～

『みんなの家@ふくしま』は、昨年3月に福島市にオープンした、子育て中の親子を中心に若者や地域の大人など様々な世代が集まる交流施設です。

お子さんの年齢に合わせて「話す」ことを大切に、

●ベビーママday、●小学生ママdayや避難先から戻った親子の限定日

●ママカフェmini、福島の父親達が交流する「F-ぱぱプロジェクト」などの定例行事のほかに、『楽しむ』ことを大切に、季節や福島の風習にちなんだ様々なイベントもあります。ぜひ、お気軽にあそびに来て下さいね。詳しくは、みんなの家のHPをご覧ください！

ホームページ <http://f-minnanoiie.jimdo.com/>

みんなの家 福島 検索

みんないきいき!! 福島県内の子どもたちの活動

お知らせ

ふくしまの中高校生によるミュージカル創作・公演!

県内の中高生が、劇作家の藤田貴大さん、音楽家の大友良英さんなどのアドバイスを得ながら、1年間かけて皆で創作活動を行ってきたミュージカルの公演を実施します。ぜひ、ご来場ください。



医療を受ける際の一部負担金の免除期間の延長について

次に該当する国民健康保険及び後期高齢者医療の被保険者の方が医療機関で受診された場合の窓口負担(1~3割)の免除については、平成28年3月1日以降、次のとおり免除が延長される予定です。



免除を受けることができる対象者及び延長期限

対象者	延長期限
① 平成27年度中に新たに区域指定が解除された旧避難指示解除準備区域(檜葉町の一部)の上位所得層(※1)の住民の方	平成28年9月30日まで
② 帰還困難区域等(※2)の住民の方、上位所得層(※1)を除く旧緊急時避難準備区域等(※3)の住民の方	平成29年2月28日まで

- ※1 「上位所得層」とは、医療保険の高額療養費の上位所得の判定基準等を参考に設定されます(国民健康保険の例では、所得の合算額が633万円を超える世帯で、毎年7月末に前年の所得をもとに判定)。
- ※2 「帰還困難区域等」とは、(1)帰還困難区域、(2)居住制限区域、(3)避難指示解除準備区域の3つの区域。
- ※3 「旧緊急時避難準備区域等」とは、(1)旧緊急時避難準備区域、(2)平成26年度以前に指定が解除された特定避難勧奨地点(ホットスポット)、(3)平成26年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域(田村市の一部及び川内村の一部)、(4)平成27年度に新たに区域指定が解除された旧避難指示解除準備区域(檜葉町の一部)の4つの区域等。

その他

旧緊急時避難準備区域等、旧避難指示解除準備区域等の上位所得層(上記※1)の方、あるいは主たる生計維持者の死亡・行方不明、住家の全半壊などの要件に該当する方の免除については、市町村等にお問い合わせください。

お問い合わせ先

国民健康保険	お住まいあるいは住所がある市町村
後期高齢者医療制度	お住まいあるいは住所がある市町村 または福島県後期高齢者医療広域連合 ☎024-528-9025

なお、国民健康保険等以外の方については、それぞれ加入している保険者までお問い合わせください。

国民健康保険組合	加入している国民健康保険組合
全国健康保険協会(協会けんぽ)	全国健康保険協会福島支部 ☎024-523-3915
上記以外の健康保険等	加入している各医療保険の保険者 またはお勤め先の事業者

問 福島県庁 国民健康保険課 ☎024-521-7203

応急仮設住宅(仮設・借上げ住宅)の供与期間について



東日本大震災に係る応急仮設住宅の供与期間については、平成29年3月末まで延長することといたしました。平成29年4月以降については、被災時にお住まいだった市町村により取扱いが異なります。

1 避難指示区域から避難されている方(平成27年6月15日時点)

平成29年4月以降の供与期間については、今後判断します。

檜葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村、南相馬市の一部、川俣町の一部、川内村の一部

2 避難指示区域以外から避難されている方(平成27年6月15日時点)

災害救助法に基づく仮設住宅の供与は、平成29年3月末をもって終了となります。

※自宅が地震・津波による被害を受け、災害公営住宅や土地区画整理事業等の進捗状況により、移転先の住宅の整備が完了しない世帯につきましては、個別に延長することを検討しております。詳細につきましては、今後決まり次第お知らせいたします。

避難者に対する高速道路の無料措置が平成29年3月まで延長されました



警戒区域等に居住されていた方への無料措置

警戒区域等に居住されていた方・居住地が特定避難勧奨地点の設定を受けていた方の一時帰宅等の生活再建に向けた移動を支援する目的で実施されている無料措置が、平成29年3月31日まで再延長となりました(延長に伴う新たな手続きや対象者の変更はありません)。

母子避難者等を対象とした無料措置

原発事故により避難して二重生活を強いられている家族の再会を支援する目的で実施されている母子避難者等を対象とした無料措置も、平成29年3月31日まで再延長となりました。

既に無料措置の対象であることの「証明書」をお持ちの場合

当該証明書により引き続き無料措置が適用されます(更新手続きは不要です)。

ご利用の際は、①入口料金所で受領した通行券、②証明書、③本人確認書類を出口料金所で提示してください。

新たにご利用を希望される場合

避難元の市町村で証明書の交付を申請してください(必要な書面等の詳細については、国土交通省または復興庁のWEBサイトでご確認ください)。

① ご注意ください

1 既に証明書をお持ちで、震災前に居住していた市町村へ帰還された世帯の方へ

無料措置の対象外となるので、避難元の市町村へ証明書を返却願います。

2 証明書に記載のお子さんが平成27年4月1日から平成28年3月31日の間に満18歳となった世帯の方へ

① 証明書に記載されているお子さんが満18歳となった方一人のみの場合
無料措置は平成28年3月31日までとなるので、避難元の市町村へ証明書を返却願います。

② ①以外で支援対象となる下のお子さんが引き続き避難している場合
対象となるお子さんのみを記載した証明書の再発行が必要となるので、証明書を発行した避難元の市町村へ再申請願います。

問 福島県庁 避難者支援課 ☎024-523-4157

避難者 高速道路無料

検索

地域の再生に向けた動きを伝える

「ふるさとの今」

このコーナーでは、再生に向かうふるさとの現在の様子をご紹介します。今回は、福島市からのレポートをお届けします。

福島市

「復興牧場フェリスラテ」が本格稼働しました!!



福島市土船地区の「復興牧場フェリスラテ」で、昨年12月から生乳出荷が本格的に始まりました。



復興牧場フェリスラテは、福島県酪農業協同組合が補助事業を活用して平成26年7月から建設を始め、昨年9月に完成しました。牧場は、避難・休業の酪農家5戸で新たに設立した農業生産法人(株)フェリスラテが運営し、飼育頭数は東北最大級の580頭となる予定です。



また、近隣の遊休農地を活用した飼料生産や、酪農後継者を目指す研修生の受け入れなど、酪農復興のモデルケースとして、県内外から注目を集めています。

フェルメールとレンブラント

東日本大震災復興事業 17世紀オランダ黄金時代の巨匠たち 展

多くの皆さまのご来場を心よりお待ちしております。

期 間	平成28年4月6日(水)~5月8日(日)
休 館 日	4月11日、18日、25日
場 所	福島県立美術館
概 要	フェルメール(水差しを持つ女)など、オランダ絵画の名作の展示
問い合わせ先	福島県立美術館 ☎024-535-0770

フェルメール展福島

詳細はホームページをご覧ください。
ヨハネス・フェルメール(水差しを持つ女) メトロポリタン美術館所蔵



原子力損害賠償紛争解決センターからのお知らせ

中立、公正な公的機関「原子力損害賠償紛争解決(ADR)センター」が無料で仲介します



昨年9月発行の第35号にて当センターの概要をご紹介いたしました。今月号では、申立てに際してのよくある質問についてご紹介いたします。



Q1 申立書はどう準備すればいいのですか。

A 下記コールセンターへお電話いただければ申立書類を無料で郵送いたします。また当センターのホームページからのダウンロードやお近くの事務所・支所にて入手することも可能です。ご自身の請求したい損害項目だけ記載してください。申立てを希望される方で、書き方がよくわからない等ございましたら、下記のフリーダイヤルへのお電話、もしくはお近くの事務所・支所にてご案内いたします。

Q2 損害の証拠書類(領収書等)が残ってなくても申立てできますか?

A 申立人とセンターの調査官(弁護士)との話し合いの中で、事実認定に努めていきますので証拠書類がなくても申立ては可能です。ご記憶の範囲で、いつ、どこに移動、宿泊した、何を買ったかなどを記載したものや、写真等もあれば添付をお願いします(追って、和解仲介手続きの中で、追加資料等の提出を求められることがあります)。

Q3 申立てにはどれだけ費用がかかりますか。

A 申立て・和解の仲介に関する手数料はいただいておりません(無料)。ただし、当センターへの書類提出の郵送料等や手続きに伴うご自身の交通費、弁護士等に代理を依頼した場合の費用などは各自ご負担いただくことになります。

Q4 弁護士に申立ての代理を依頼した場合の弁護士費用は自己負担でしょうか。

A 自己負担になります。弁護士に代理を依頼するかは申立人の判断になり、その費用については当該契約の内容によります。なお、弁護士代理人を立てた申立てでは、損害の3%を目安に賠償すべき弁護士費用とした和解案が提示される例が多く認められています。平成27年の申立てのうち、弁護士代理人による申立ては約4割でした。

Q5 自分の案件について申立てすべきかどうか悩んでいます。

A 当センターは申立人・東京電力双方の意見等を伺い中立的な立場で和解の仲介を行う組織であり、申立てに先立って判断をお示しすることはできません。損害賠償等に関する相談をご希望の方は、原子力損害賠償・廃炉等支援機構「0120-013-814【損害賠償相談窓口(月曜~土曜 午前10時~午後5時)】」にご相談ください。

不明な点がありましたら、気軽にお問い合わせください。



Q6 現在東京電力に直接請求している件、直接請求で既に合意した件、直接請求では賠償の対象となっていない損害でも、センターへ申し立てることはできますか。

A 可能です。

問 原子力損害賠償紛争解決センター(申立てに関する問い合わせ窓口) ☎ 0120-377-155(平日 午前10時~午後5時)

または、皆さまの最寄りの事務所・支所にお越しください。和解事例集(抜粋版)も無料で送付しております。

- 福島事務所(郡山市方八町郡中東ビル2階)
- 東北支所(福島市市民会館503号室)
- 会津支所(会津若松市一箕町長1-17-62)
- いわき支所(いわき市文化センター第2会議室)
- 相双支所(南相馬市役所北庁舎2階)

「ふくしまの今が分かる新聞」バックナンバーはこちら

福島 今が分かる新聞

検索



編集
後記

類に当たる空気が柔らかくなって、ふんわりとした匂いに変わるこの時期、何かとそわそわしてきます。1年間のまとめ、新しいスタートへの準備……。不安な気持ちでいると、近頃顔を出した吾妻山の雪うさぎにちょっぴり笑われてしまいました。ふくしまの春は変わらず、どんな人をも優しく迎えてくれるのだなと感じました。【なお】